（勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正）

第四条　勤労者財産形成促進法施行規則（昭和四十六年労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第五条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一号を次のように改める。

二十一	削除

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第六条　職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の五第二項を削る。

第三十五条の八第二項中「第三十五条の五第一項第一号及び第二号」を「第三十五条の五第一号及び第二号」に改め、同条第五項を削る。

様式第七号第2面の注を注1とし、注1の次に次の注2を加える。

（注2）申請は、実習併用職業訓練の期間の始期の三十日前までにすること。

様式第七号第3面を次のように改める。

様式第七号（第三十五条の五、第三十五条の八関係）（第3面）

実習併用職業訓練の対象者の氏名	対象者の生年月日	実習併用職業訓練の期間の始期における対象者の年齢	対象者が新卒か否か	実習併用職業訓練の期間の始期において、対象者を期間の定めのない労働契約を締結する通常の労働者として雇い入れるか否か
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外
	年　月　日生	歳	□ 新　卒 □ 新卒以外	□ 通常の労働者 □ 上記以外

（注）この表における用語については、次に定めるところによる。

「新卒」とは、対象者が実習併用職業訓練を受けることが決定した日において、当該対象者が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに国、地方公共団体及び独立行政法人の設置する大学校（以下「学校等」という。）に在籍していた者及び学校等を卒業・修了した後、訓練開始日において三ヶ月を経過していない者をいう。

様式第七号第4面の4の(1)中「又は独立行政法人雇用・能力開発機構」を削る。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第八条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条第十号中「及び第十条の三」を削り、同条第十三号を次のように改める。

十三	削除

第百十八条第六項第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構の長」を「都道府県労働局長」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　建設雇用改善助成金の支給については、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号。以下「建労則」という。）に定めるところによる。

第百十九条第一項及び第五項中「能開機構財会省令第二十一条第一項」を「建労則第七条の二第一項」に改め、同条第十九項中「建設雇用改善促進助成金」を「建設雇用改善推進助成金」に改める。

第百三十八条第五号中「及び附則第十七条の七第二号」を削る。

第百三十九条の二第一項中「能開機構財会省令第二十一条第二項第二号イ」を「建労則第七条の二第二項第一号イ」に改め、同条第三項中「能開機構財会省令第二十一条第二項」を「建労則第七条の二第二項」に改める。

附則第十七条の五中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号。第十七条の七において「廃止法」という。）附則第十九条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法第十条の三に定める必要な資金の貸付け（独立行政法人勤労者退職金共済機構が平成二十三年十月一日前に同条の規定に基づき行われる貸付けの申込みを受理したものに限る。）を行うこと。

附則第十七条の五の二第二項中「建設業新分野教育訓練助成金及び」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項及び第六項を削り、第七項を第四項とし、第八項を第五項とし、同条第九項中「及び第四項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十項中「及び第四項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第十七条の七第二号を削り、同条第三号中「独立行政法人雇用・能力開発機構法」を「廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）」に改め、「平成二十三年三月三十一日まで」を削り、同号を同条第二号とする。